

議案第 16 号

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成18年3月9日

生駒市長 山下 真

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険税条例（平成12年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「50万円」を「53万円」に改める。

第6条中「100分の1」を「100分の1.5」に改める。

第7条中「3,600円」を「4,800円」に改める。

第8条中「4,800円」を「6,000円」に改める。

第12条中「50万円」を「53万円」に、「2,160円」を「2,880円」に、「2,880円」を「3,600円」に、「1,440円」を「1,920円」に、「1,920円」を「2,400円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成18年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成17年度分ま

での国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 平成18年度分の国民健康保険税に係る新条例第2条第2項及び第12条の規定の適用については、これらの規定中「53万円」とあるのは、「51万円」とする。

4 平成19年度分の国民健康保険税に係る新条例第2条第2項及び第12条の規定の適用については、これらの規定中「53万円」とあるのは、「52万円」とする。